

小松市立児童養護施設(育松園)

民営化推進計画

小 松 市

平成 25 年 9 月 20 日策定

目次

はじめに	・・・	P	1
I 民営化の推進方針			
1 児童養護施設の現状等	・・・	P	2
2 推進方針	・・・	P	7
II 民営化実施計画			
1 対象施設	・・・	P	9
2 移行の時期	・・・	P	9
3 民営化の手法	・・・	P	9
4 移管後の運営主体	・・・	P	10
5 民営化（移行）の手続き	・・・	P	10
6 移管先法人名の公表	・・・	P	11
7 円滑な引継	・・・	P	12
8 民営化後の対応	・・・	P	12
III 主なスケジュール	・・・	P	14

はじめに

近年、国においては急激な少子高齢化の進展と併せ、社会的な背景の変化に伴う児童福祉の在り方についても検討が進められてきております。

特に、環境上養護を要する児童に対する対応については、従前は「親がいない子どもたち」が主な対象児童であったものが、「親はいるが家庭での養育に欠ける子どもたち」へと変化するなど、これまで以上に心理的なケアを要することとなってきたと同時に、愛情を感じながら生活を営めるよう家庭的な生活環境を実現する事など、「児童養護」の在り方についても大きく変化してきています。

また、児童養護施設としての高機能化を図る上でも、各種の専門的スタッフを配置するなど、十分なケアを行える体制づくりが必要となりますし、地域の課題を抱える家庭や里親に対する支援など、より一層地域支援の充実を図っていく事も重要となってきました。

このようなことから、小松市においては

- 出来る限り愛情ある、家庭的な養護環境を整備すること
- 地域支援も考慮し、人員配置を含めて十分なケアを行える体制をつくること（高機能化）

に早急に取り組んでいくことが重要と考えております。

一方で、小松市では国における「官から民へ」という流れを踏まえながら、当該施設についてこれまでも指定管理者制度の導入を進めてきましたが、上記の取組を実現していくには、民間活力やノウハウ・知恵を今まで以上に活用していかなければ困難と言えます。

そのような事を勘案した結果、当該施設を民間事業者に委ね、民間事業者の持つ知恵やノウハウ、柔軟性を最大限に発揮しながら家庭的養護の実現や、地域支援（相談・支援）の拡充を図ることが必要であると判断いたしました。

今後は、本計画に基づき、入所児童やその保護者（家族）、地域関係者、現場職員との協議を行い、意見反映に努めながらスムーズな民営化の実現を目指すものとしします。

I 民営化の推進方針

1 児童養護施設の現状等

(1) 施設の設置目的及び現状

小松市立児童養護施設育松園（以下、「育松園」という）は、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的として昭和 30 年 4 月に開設されました。

それ以降、管理運営業務を市直営（公設公営）から（福）小松市社会福祉事業団への業務委託・指定管理（公設民営）への切り替えを行うなど、本市が直接的にサービスの提供に関わる範囲は徐々に少なくなってきております。

また、児童養護施設においては、必要な居室の広さや指導員（保育士）数など、施設及び運営について、児童福祉施設最低基準によって厳正に管理されていることから、公立・私立に関わらず制度的に一定の水準が担保されることとなり、基本的なサービスの水準に差は無く、むしろ、私立では家庭的な養護に重点を置き、小規模グループケアを通じた支援体制の充実を図っている事業者も有るなど、より多くの入所児童を擁護しているのが現状です（入所児童数の多少が良し悪しの判断基準になるとは限りませんが、より充実した支援体制の結果と考えることも出来ます）。(表 1、表 2)

(表 1)

県内の施設及び小規模グループケアの対応状況（平成 25 年度）

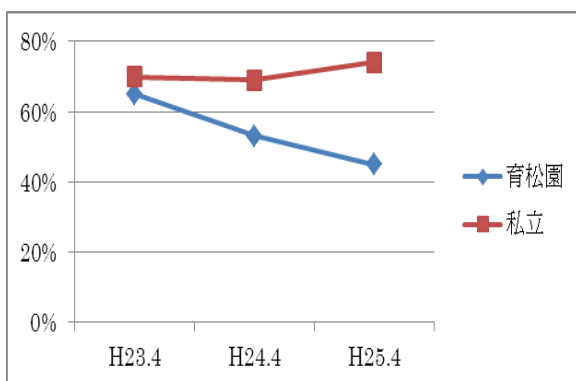
施設名	所在地	設置者	小規模ケアへの対応
育松園	小松市軽海町ノ 25-23	小松市	
伊奈美園	加賀市片山津温泉井 6	社会福祉法人伊奈美園	○
しお子どもの家	羽咋郡宝達志水町菅原ヤ 6 番地 2	社会福祉法人聖ヨハネ会	
あすなろ学園	石川県鳳珠郡穴水町字志ヶ浦 15 字 1-3	社会福祉法人北辰福祉会	
聖霊愛児園	金沢市長町 1-5-30	社会福祉法人聖霊病院	○
亨誠塾	金沢市平和町 3 丁目 23 番 5 号	社会福祉法人亨誠塾	○
梅光児童園	金沢市石引 4 丁目 6-1	社会福祉法人梅光会	○
林鐘園	金沢市東兼六町 18-7	社会福祉法人林鐘園	

(表2)

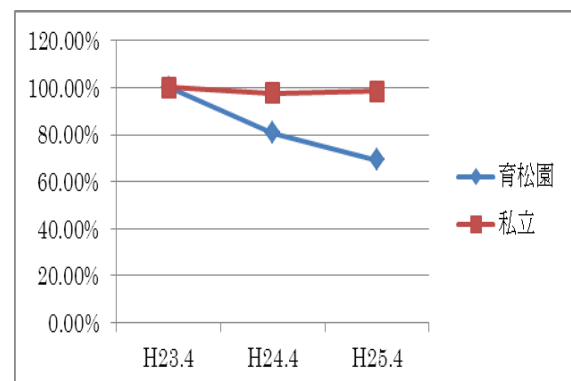
県内児童養護施設の定員数及び入所率の推移

	認可定員	H23		認可定員	H24		認可定員	H25	
		暫定定員	認可に対する入所 入所人員		暫定定員	認可に対する入所 入所人員		暫定定員	認可に対する入所 入所人員
		入所人員			入所人員			入所人員	
育松園	40	28	65%	40	27	53%	40	26	45%
		26			21			18	
伊奈美園	80	63	60%	80	59	51%	80	52	46%
		48			41			37	
しお子どもの家	40	33	73%	40	34	73%	35	32	71%
		29			29			25	
あすなろ学園	42	40	71%	42	38	74%	42	37	76%
		30			31			32	
聖霊愛児園	70	69	83%	70	68	81%	70	64	79%
		58			57			55	
享誠塾	70	64	59%	70	57	59%	60	52	90%
		41			41			54	
梅光児童園	40	37	78%	40	36	75%	30	30	100%
		31			30			30	
林鐘園	40	39	78%	40	36	83%	40	37	78%
		31			33			31	
私立合計	382	345	70%	382	328	69%	357	304	74%
		268			262			264	

定員に対する入所率の推移



対平成23年度比の入所者率



(2) 民営化推進の背景

① 社会情勢の変化とサービスのあり方

国においては、少子化対策・三位一体改革・規制緩和など一連の流れの中で、「官から民へ」の改革が行われつつあり、その改革は今後も強化・加速されていくものと予測されることから、育松園の運営形態やそのあり方などについて、今後ますます効率的な運営が求められることとなります。

なお、国においては社会背景の変化に伴う諸課題に対応するため、

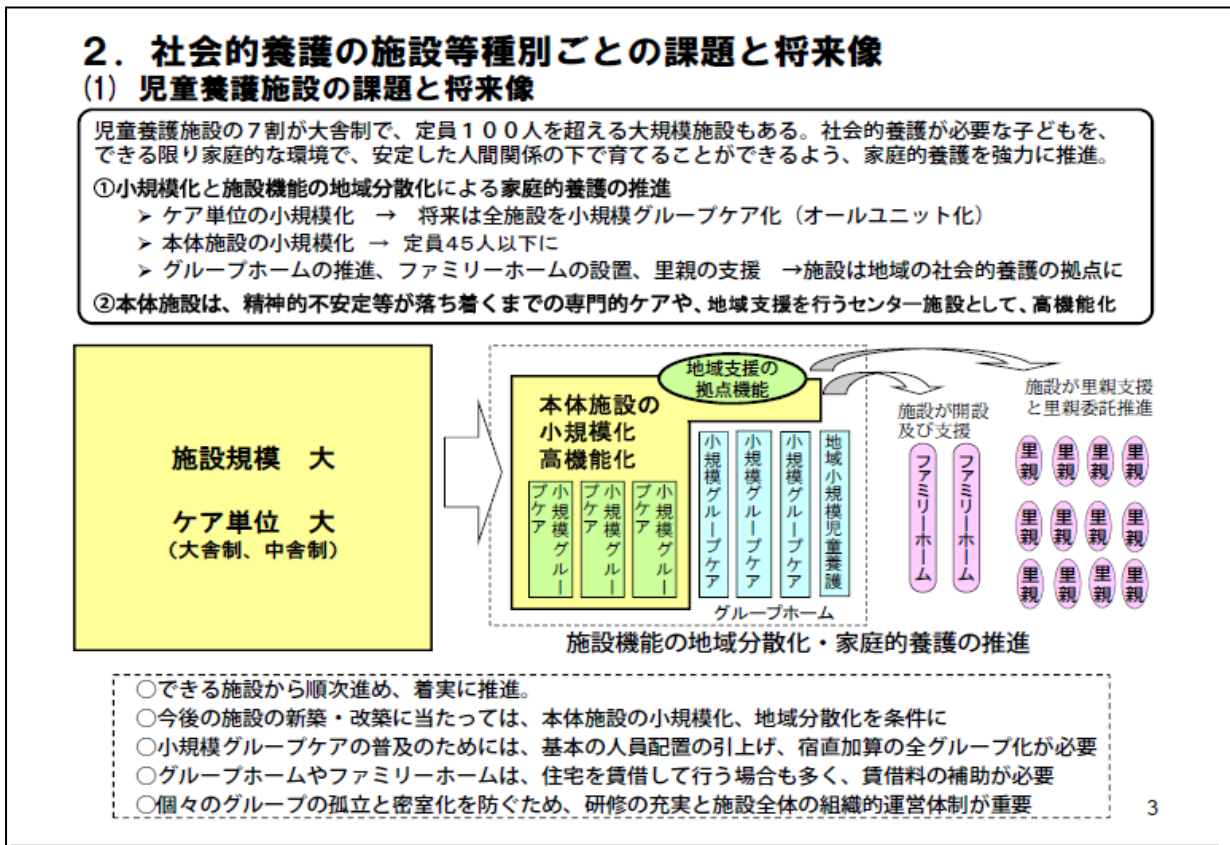
○社会的養護が必要な子どもをできる限り家庭的な環境の中で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化と家庭的養護を推進する

○被虐待児、障害児、DV被害の母子等に対する専門的ケアの充実や、里親支援等地域支援の拠点としての高機能化を図る（将来的には児童家庭支援センターの付加も標準とすることを検討）

こととしており（表3）、今後は施設の小規模化や施設機能の強化といったことが求められていくこととなりますが、施設の小規模化への対応や専門的スタッフの確保等については官の力だけではとても難しいのが現状です。

（表3）

社会的養護の将来像（児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ概要から抜粋）



- できる施設から順次進め、着実に推進。
- 今後の施設の新築・改築に当たっては、本体施設の小規模化、地域分散化を条件に
- 小規模グループケアの普及のためには、基本の人員配置の引上げ、宿直加算の全グループ化が必要
- グループホームやファミリーホームは、住宅を賃借して行う場合も多く、賃借料の補助が必要
- 個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、研修の充実と施設全体の組織的運営体制が重要

② 行財政効果

現在育松園については、施設の現状でも記載しているとおり「指定管理者制度」を活用し、効率的な管理・運営が行われているとのことではありますが、その収支状況につきましては表4にもありまるとおり、市の負担等を勘案した実質収支だけでなく、事業運営収支についてもマイナスとなっております（育松園の事務については小松市社会福祉事業団本部が行っており、事業団本部に対し交付している市補助金を事業費で按分した額を一般管理費支出として計上しています）。

拠点施設として高機能化を図るための専門的スタッフの確保等のためには、事業経費（人件費等）の増加が必要不可欠ではありますが、その場合には措置費収入で賄えない経費（市負担）が更に増加することが予想されます。また、施設職員の高齢化・硬直化の進展によって、今後、特定の期間において大幅な職員の入れ替えが避けられないことが想定されることから、児童に対する養護の継続性及び質の向上の観点から、民間の活力やノウハウを最大限に活用しながら取り組みを推進していく事が必要と考えられます。

小松市においては10年ビジョンに基づく行財政改革の一環として、スリムで機動的な組織を目指すこととしており、その点においても、官と民の公共的役割分担の見直しを行ったうえで効果的かつ効率的な事業運営を実現していくことは必要不可欠と言えます。

(表4)
収支状況

	H20	H21	H22	H23	H24
指定管理料収入	111,557,000	111,413,000	100,110,000	94,515,000	93,096,000
その他収入	2,584,832	3,969,965	3,212,774	3,091,681	3,214,078
収入計	114,141,832	115,382,965	103,322,774	97,606,681	96,310,078
事業費支出	112,253,621	111,512,964	102,156,497	100,046,073	94,346,430
一般管理費支出(*1)	16,190,475	11,372,578	1,801,517	4,156,106	5,796,020
支出計	128,444,096	122,885,542	103,958,014	104,202,179	100,142,450
差引収支(①)	-14,302,264	-7,502,577	-6,35,240	-6,595,498	-3,832,372
市の負担(*2)	-22,467,888	-20,661,318	-8,227,427	-8,277,698	-11,255,378
市の負担(*3)	0	0	-10,240,475	-10,180,761	-9,933,104
市負担計(②)	-22,467,888	-20,661,318	-18,467,902	-18,458,459	-21,188,482
実質収支(①+②)	-36,770,152	-28,163,895	-19,103,142	-25,053,957	-25,020,854

*1 事業団本部への補助金を、小松市社会福祉事業団が行っている各事業の事業費で按分した育松園分

*2 県の措置費から指定管理料として支払っている額を差引いた額

*3 育松園に派遣されている市職員の人件費（H21年以前は指定管理料に含んでいたもの）

③ 施設の老朽化

本館施設の構造は鉄骨造りであり、比較的耐用年数は長いものの、建築年数から約 35 年が経過しており、生活環境の低下や施設の老朽化といった問題が発生しております。また、新耐震基準を満たす建築物でもないため、安全性にも課題を有していると考えられます（表 5）。

今後、上記課題を解決するために必要な施設整備を行うことが急務と考えられますが、その際には国が進めている施設の小規模化・グループケア化への対応及び地域の課題を抱える家庭や里親に対する相談・支援体制の構築（児童家庭支援センターの併設等）を実現する事が望ましいと考えられます。しかしながら、官の力のみで全てを実現させることは容易ではなく、民間の活力やノウハウを最大限に活用しなければ実現は困難と考えられます。

（表 5）

建物種別と構造及び建築年数

建 物 種 別	構造	建築年月日
本 館	鉄骨造	S50年 3月 31日
物 置	木 造	S51年 8月 5日
宿 舎	木 造	S54年 1月 25日
体 育 館	鉄骨鉄筋コンクリート造	S58年 3月 31日
住宅(居住棟)	鉄骨造	H 3年 3月 4日
物干小屋	軽量鉄骨造	H23年 10月 6日

2 推進方針

育松園の現状においては、

- 石川県内（南加賀地域）の入所児童と施設の容量（キャパシティ）を勘案すると、必ずしも育松園の存続が必要不可欠とは言えず、また、施設運営の効率化やサービス向上の面からも現状の運営方法では限界に来ており、施設の廃止についても検討したものであること。
- それを踏まえても、家庭で養護を受けられる児童だけでなく、家庭での養護に欠ける児童でも健やかに成長できる生活環境と、複雑化・多様化している「課題を抱える家庭」への相談・支援拠点を備えることは、本市が目指す将来像【10年ビジョンの達成（「生まれ育つ環境を充実」、「子どもたちのために教育環境を向上」）】にとっても極めて重要であることから、施設機能を廃止せず、存続・強化を図ることが望ましいこと（施設廃止における入所児童の心理的不安も考慮）。
- 入所児童の安心・安全と、国が進める施設の小規模化（家庭的な環境の下での養護）を考慮して早期に当該施設の小規模化・グループケア化を図る必要があること。
- 施設及び運営等については、児童福祉施設最低基準により公立・私立に関わらず制度的に一定のレベルが確保されており、官・民でのサービス水準に差はなく、むしろ私立の方が先進的な養護・支援体制を構築していること。また、国の施策に応じ更なる機能の充実が必要であり、これまで以上に施設の機能強化と職員のノウハウが求められること。
- 専門的スタッフの確保や養護・相談支援体制の向上を図るため、民間のノウハウや活力を最大限に活用すべきであること。

などが整理され、これらのことを踏まえ総合的に検討した結果、

- 育松園を養護施設として存続させ、効率的な運営と、より充実した養護・支援体制の確立を図るために、民間の社会福祉法人等に事業を移管すること

が必要であるとの判断から、今後、児童養護施設(育松園)の民営化を推進することが必要と結論付けました。

なお、民営化にあたっては、施設入所児童及びその家族・保護者が引き続き快適・安心に過ごせる環境が最も重要であることから、

- 施設入所児童や家族・保護者等との十分な意見交換
- 地域関係者や現場職員との協議

等を柱とした、今後の民営化推進の基礎となる「民営化実施計画」を策定します。

さらに本計画を市ホームページ上で公表し、育松園の民営化に対する市の方針を広く市民に示すことにより、

- 民営化に対する施設入所児童や家族・保護者等の不安解消
- より良い移管先法人確保のための正確な情報の周知

を図ります。

また、民間の持つ能力や意欲が発揮されるよう、移管先法人や関係団体との協議、提案を踏まえるとともに、公正で透明性の高い選考の実施に努めます。

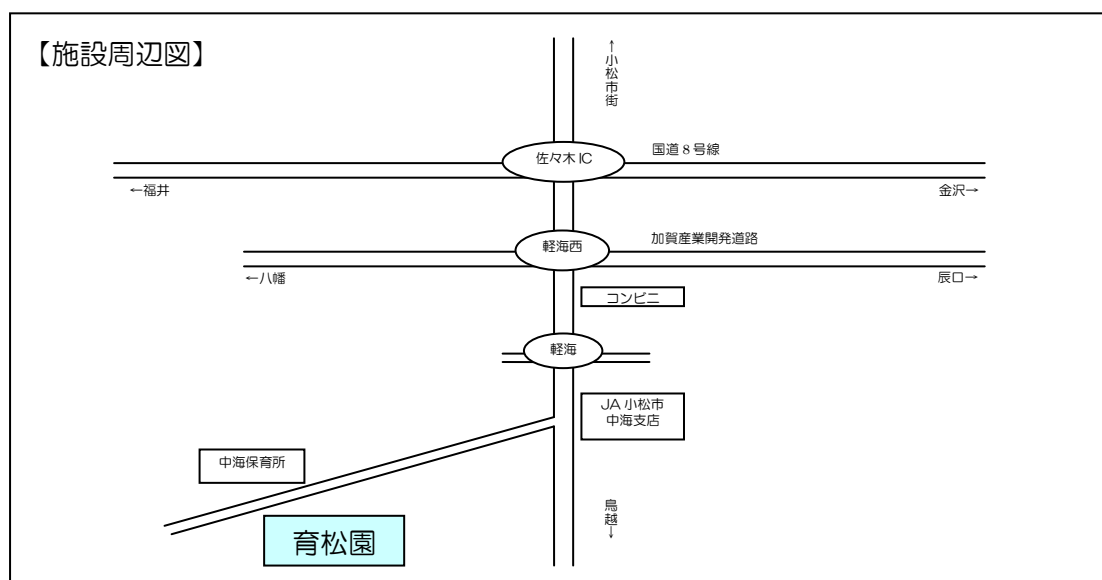
なお、民営化により得られた行財政効果については、子育て支援策等の行政サービスの充実のために活用することを含め、有効活用を図っていきます。

Ⅱ 民営化実施計画

1 対象施設

小松市立育松園（児童養護施設）

所在地	小松市軽海町ノ25-23
土地	3,698.11㎡
建物	1,512.36㎡（本館及び付属建物含む）
構造	鉄骨造（本館）
建築年度	昭和49年度
定員	40人



2 移行の時期

原則、平成26年4月1日とします。ただし、市及び移管先法人との協議により変更となる場合があります。また、移管後一年間は共同養護期間とすることを原則とします。

3 民営化の手法

(1) 設置・運営形態

民間移管方式とします。

(2) 財産の処分方法等

① 建物、工作物及び備品については無償譲渡とします（指定管理者所管分の備品等は別途協議）。引継後、3年程度を目途に施設の小規模化・グループケア化に対応するとともに、地域の課題を抱える家庭及び里親等に対する相談・支援体制の拡充を図ること。

② 土地については無償貸与することとします。

移管先法人が希望する場合には、当初の10年間を無償貸与期間とし、その後については両者で協議のうえ定めることとします。

*移管先法人が別の住所で事業を行おうとする場合は、現在の建物等の譲渡及び土地の無償貸与は行わないこととします。なお、移転先については両者で協議することとします。

4 移管後の運営主体

運営主体は、次のいずれかに該当する法人又は団体とします。

- 現に石川県内に住所を有する又は事業所を設置している社会福祉法人
- 小松市内で児童養護施設を運営するために、社会福祉法人の設立を申請しようとしている団体

5 民営化（移行）の手続き

（1）市民への周知徹底

- ① 入所児童とその家族・保護者及び関係者への説明会等を実施します。
- ② 小松市立児童養護施設(育松園)民営化推進計画及び本民営化実施計画を市ホームページに掲載します。

（2）移管先法人の募集

公募によることとします。

なお、募集要項は小松市こども家庭課で作成し、法人の選定にあたっては行政代表及び専門家代表等により構成する選定委員会で選考し、結果を市長へ報告します。

（3）移管先法人の選考

移管先法人は、児童養護施設の施設運営水準を満たし、養護の質を維持・向上させることが出来る法人を対象に、選定委員会において選考します。

その評価は一定の選定基準に基づき、書面及び必要に応じてプレゼンテーションによる審査・選考を行います。なお、一定の選定基準等については小松市こども家庭課において決定します。

その他、移管先法人の決定に必要な事項は、募集要項において整理・公表します。

■ 移管先法人選定にあたっての基本方針

- 1 児童福祉の理念・公共性を持ち、本市における児童福祉行政に積極的に協力する法人であること。
- 2 国の示す「児童福祉施設等最低基準」及び今後定める「移管先法人選定基準」並びに「移管の条件」等を満たしていること。
- 3 様々な不安を抱える児童や家庭に対して必要な対処を実施し、地域の養護・支援の拠点となり得る施設の運営を目指す法人であること。併せて、現在の施設の養護内容を継承し、入所児童の不安解消に努めるとともに、関係者の理解と協力を求める姿勢が認められる法人であること。

(4) 移管先法人の決定

選定委員会委員長の報告に基づき、市長が移管先法人を決定します。

(5) 議決事項関係

- ① 小松市立育松園設置条例（昭和30年4月1日条例第15号）の廃止議案
- ② 地方自治法第96条第1項第6号による財産処分議案（譲渡が発生する場合のみ）

(6) 各種契約締結

移管先法人の決定後、財産の移管等に関する契約を締結します。なお、財産の譲渡等が発生しない場合においては、事業の引継等に関する協定書を締結します（その他必要に応じて契約等が発生する場合があります）。

6 移管先法人名の公表

移管先法人の決定後速やかに、入所児童やその保護者・家族はもとより広く市民の方々へ周知するため、市ホームページ等でお知らせします。

7 円滑な引継

円滑な養護の引継のため、移管先法人決定後速やかに小松市、育松園（小松市社会福祉事業団）、移管先法人を交えた協議（三者協議）の場を設定するなど、入所児童にとって負担の無い引継を実施します。

（１） 入所児童の継続的な養護

現在、育松園において養護されている児童については、移管後も原則、全員継続して養護することとします。

（２） 入所児童等との協議

移管先法人決定後速やかに、入所児童等に対して移管先法人の事業計画等を説明するとともに、入所児童等の意見・要望については、必要に応じて三者協議の中で検討します。

（３） 共同養護期間

養護体制を円滑に引継ぐため、民営化後において１年程度共同で養護にあたる期間を設けることを原則とします。

（４） 職員等の継続雇用

育松園の職員で、嘱託職員・臨時職員・パート職員のうち希望する者については、移管先法人において可能な限りその採用に努めることとします。

8 民営化後の対応

（１） 施設の所在地及び名称について

施設の所在地については、現住所で行うことを基本としますが、より一層入所児童に対するサービス向上が図られると認められる場合には、新たな住所において事業を行うことが出来るものとします。

なお、施設の名称については原則現名称を引き継ぐこととします。ただし、移管先法人において名称変更を希望する場合には、あらかじめ市と協議することとします。

（２） 施設のあり方

入所児童や様々な不安を抱える家庭にとってより一層充実した施設となるように、基本的な養護の向上はもとより、今後の国の施策に対応できるように、次のような役割・機能を求めることとします。

① 施設の小規模化（養護関係）

より家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設の小規模化を推進すること。

② 支援拠点体制の確立（地域支援関係）

被虐待児、障害児、DV被害の母子等に対する専門的ケアの充実や、里親支援等地域支援の拠点としての高機能化を図ること。

③ 入所児童（保護者・家庭）や地域の声を反映し、その後の運営に活かしていける体制を築くこと。

（3） 事業内容の履行確認

移管先法人選定の際に指定した移管の条件及び移管先法人選定基準、又は法人の事業計画等に定められた養護内容等が履行されているかを確認するため、一定期間後に入所児童等へのアンケート調査や懇談会等を実施し、養護・支援レベルの維持・向上のための指導等を行っていきます。

Ⅲ 主なスケジュール（予定）

方針及び計画策定		H25年	8月 ～ 9月	○民営化推進計画の策定	
	募集要項の作成			○関係者等との協議（以降継続実施） ○募集要項の決定	
公募手続き			10月	○議会福祉文教常任委員会報告 ○募集の開始・現地説明会等	
選考			11月 ～	○選定会の開催 ○移管先法人の決定	
移管準備				○仮契約書（協定書）の締結（必要な場合） ○移管に関する条件協議の開始 ○三者協議の開始 ○契約書（協定書）の作成着手	
				12月	○施設廃止条例・財産処分の議会手続き
			H26年 （仮）	2月	○県へ施設廃止届けの提出 ○財産処分の手続き（国・県補助金）
移管				4月	○各種契約（協定）の締結 ○法人への移管 ○共同養護の開始

